

社会福祉法人高知慈善協会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

児童養護施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

保育所の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人高知慈善協会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯等を支援するための福祉サービスを必要に応じ可能な範囲で提供するよう努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を高知県高知市布師田1711番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名以上11名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名又は3名、外部委員2名の合計4名又は5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただ

し、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が396,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く

評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。
 - 4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事長の指揮のもと、事務局及び施設の全ての業務を統括し、職員を指揮監督する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員任期）

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する

定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 会員

(会員)

第 28 条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第 7 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び収益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。

3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。

4 収益事業用財産は、第 37 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高知県の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第8章 収益を目的とする事業

（種別）

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 分収造林事業（高知県高岡郡中土佐町 44.52ha）
- (2) 貸駐車場事業（高知市潮新町1丁目 267.76㎡）

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

（収益の処分）

第38条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業に充てるものとする。

第9章 解散

（解散）

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 40 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

（定款の変更）

第 41 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、高知県の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

（公告の方法）

第 42 条 この法人の公告は、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第 43 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この定款は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

この定款は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

別表

基本財産
(土地)

所在地	地番	地目	地積(m ²)
博愛園			
香美市土佐山田町神通寺字西ノ内	366番1	宅地	4,268.07
香美市土佐山田町神通寺字西ノ内	375番1	宅地	1,986.99
香美市土佐山田町神通寺字東ノ内	382番1	宅地	950.37
香美市土佐山田町神通寺字西ノ内	382番3	雑種地	153.00
愛仁園			
高知市布師田字垣ノ上	1711番	宅地	3,163.63
高知市布師田字垣ノ上	1711番2	宅地	261.93
高知市布師田字垣ノ上	1711番3	宅地	41.81
高知市布師田字垣ノ上	1716番1	宅地	1,665.99
高知市布師田字垣ノ上	1717番	宅地	66.11
高知市布師田字垣ノ上	1724番1	宅地	92.56
高知市布師田字垣ノ上	1724番2	宅地	76.03
高知市布師田字垣ノ上	1727番1	宅地	172.16
高知市布師田字厩田	1755番1	宅地	459.29
高知市布師田字厩田	1755番4	宅地	26.28
高知市布師田字厩田	1755番6	宅地	6.26
高知市布師田字厩田	1756番1	宅地	551.73
高知市山ノ端町	5番6	宅地	284.64
高知市山ノ端町	14番2	宅地	87.85
小高坂双葉園			
高知市山ノ端町	4番1	宅地	148.52
高知市山ノ端町	4番2	宅地	26.00
高知市山ノ端町	4番3	宅地	161.98
高知市山ノ端町	4番4	宅地	254.54
高知市山ノ端町	4番5	宅地	82.64
高知市山ノ端町	5番	宅地	567.93
高知市山ノ端町	5番1	宅地	147.09
高知市山ノ端町	13番	宅地	72.92
高知市山ノ端町	13番2	宅地	439.66
潮江双葉園			
高知市潮新町1丁目	62番1	宅地	188.42
高知市潮新町1丁目	63番9	雑種地	9.67
高知市潮新町1丁目	67番1	宅地	803.30
高知市潮新町1丁目	70番	宅地	760.33
高知市潮新町1丁目	70番1	宅地	337.19
潮江第二双葉園			
高知市仲田町	107番1	宅地	968.51
高知市仲田町	107番2	宅地	943.88

(建 物)	所在	種類	構造	面 積(m ²)
博愛園	香美市土佐山田町神通寺字西ノ内 香美市土佐山田町神通寺字東西ノ内 香美市土佐山田町神通寺字西ノ内	園舎 園舎 体育館	鉄筋コンクリート造鋼板葺陸屋根2階建 鉄骨・木造スレート・合金メッキ鋼板ぶき平家建 鉄骨造鋼板葺平家建	1階 1,305.75 2階 846.56 118.36 119.88
愛仁園	高知市布師田字垣ノ上	園舎	鉄筋コンクリート造陸屋根鋼板葺3階建	1階 878.07 2階 1,211.02 3階 321.18
	高知市布師田字垣ノ上 高知市布師田字扇田	体育館 居宅 倉庫	鉄骨造鋼板葺平屋建 木造スレート・亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 木造スレート葺平屋建	173.00 57.87 27.75
小高坂双葉園	高知市山ノ端町 5番地、4番地1、4番地2、4番地3、4番地4、4番地5、5番地1	園舎	鉄筋コンクリート造陸屋根・合金メッキ鋼板 ぶき2階建	1階 564.50 2階 508.37
潮江双葉園	高知市潮新町1丁目 67番地1、62番地1、63番地9	園舎	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	1階 499.43 2階 495.68
潮江第二双葉園	高知市仲田町 107番地1、107番地2	園舎	鉄筋コンクリート造ルーフィング葺2階建	1階 529.60 2階 401.70
南街保育園	高知市九反田 17番地1	園舎	鉄筋コンクリート造スレート葺2階建	1階 329.73 2階 281.99